

令和3年  
第5回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和3年5月28日(金) 午後2時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員( 17人)

会長	1番	松村 孝徳			
会長職務代理	2番	永山 明美			
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番 松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番 松藺 勝郎
	9番	梶山 俊孝	10番	東垂水 勝秀	11番 今市 範男
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	15番 池田 慎
	16番	下之門 信洋	17番	東垂水美智子	18番 雪丸 泰親

4. 欠席委員( 2人) 14番 月野 貴大 19番 大隣 初美

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第32号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第6 議案第33号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第7 議案第34号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第35号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第36号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第10 議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 11 議案第 38 号 非農地証明願いについて
- 日程第 12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志  
農政係長 赤崎 美行 係員 中村 信介, 松村 建夫  
農地係長 福永 正司 係員 西野 政則, 森山 幸弘

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。  
「一同 礼」  
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員、大隣委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。  
ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 3 年第 5 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 85 頁を御覧いただきたいと思えます。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等

発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、4番 桑代 委員，7番 六反田 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日5月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先ず、3～4頁でございます。  
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が4件ございました。

貸人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん 外です。

所有権移転によるもの1件、経営規模縮小によるもの3件となっております。地目の内訳は、畑13筆 16,894㎡で、穎娃地域1件、知覧地域3件です。

続きまして6～10頁でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が28件ございました。

貸人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

貸人主導によるもの9件、借人主導によるもの19件のうち、農地中間管理機構への載せ替えが11件となっております。地目の内訳は、田25筆 23,800㎡、畑25筆 45,739㎡の合計50筆 69,539㎡で、穎娃地域10件、知覧地域4件、川辺地域14件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後ほど審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は12頁から15頁で、今回は、新規認定1件、再認定3件であります。一覧表は13頁、新規認定個別表は、14頁になります。

整理番号1、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。

現在、肉用牛の経営を行っていますが、今後は、肥育牛を含め規模拡大により更なる経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、パソコン等を活用し、データの適正管理を行うとともに、補助事業等を活用し、畜舎の整備を行いたい考えです。

また、再認定3件の個別表は、資料の15頁になりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第32号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。17頁からになります。

今回は、鹿児島市〇〇〇〇番地 有限会社の〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、農業の経営・飲食店の経営で、会社設立は平成3年7月です。構成員は7人となっています。資本金の額は3,000万円

で、経営面積は 80,000 m<sup>2</sup>になっています。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、有限会社です。

「構成員要件」については出資者7人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。

「事業要件」については、農業経営・飲食店の経営となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。

以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、御意見はございませんか。

本木下委員 20 ページですけれども、営農計画書が添付されているんですけれども、確認の意味で質問させていただきます。3番目のカッコ1カッコ2については、小数点については事務局で加えたものなのでしょうか。

農政係長 こちら方で計算をしたところマルがひとつ多かったとのことで小数点を加えさせていただきました。

本木下委員 わかりました。

議 長 他にございませんか。

松菌委員 主にどちらで経営されるのでしょうか。

農政係長 県内で畑はたくさん持っていて全部で8町ぐらいあるんですけれども、今回3条にもでてきますけれども、この方は28ページの8番なんですけれども今回買われるのは知覧町の西元の物件なんですけれども、この方は川辺町にも数件持っております。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第1号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第32号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に、日程第6 議案第33号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。22ページの審議番号1番です。関連資料は23から25ページになります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，田251㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、空調設備関連の会社に勤めており、申請地西側隣接の自宅敷地が狭く、自家用車及び業務用車両の駐車スペースが手狭なため、申請地を駐車場として利用しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は田に、東側、南側は市道に、西側は宅地に接しています。

20cm程度の盛土を行うが、既設のブロック積があるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建築物を設けないので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から33年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。

なお、同時に5条転用許可申請がなされております。

補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いいたします。

議 長 質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。  
議案第 33 号 農業振興地域整備計画変更（案）については，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって，議案第 33 号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に，日程第 7 議案第 34 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。27～28 ㊦の所有権移転 11 件でございます。  
譲渡人は，鹿児島市の〇〇〇〇さん，譲受人は，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。  
地目の内訳は，田 1 筆 928 m<sup>2</sup>，畑 21 筆 23,252 m<sup>2</sup>の合計 22 筆 24,180 m<sup>2</sup>で，理由につきましては，規模拡大 7 件，受贈 4 件です。  
取引価格につきましては，10a 当たり 116 千円から 223 万円で，地域別では，穎娃地域 5 件，知覧地域 6 件でございます。  
ただいまの 223 万円の案件は 27 ㊦の審議番号 2 番の 2 筆 4,484 m<sup>2</sup>で 1,000 万円の取引価格でございます。債権額 1 千万円の抵当権が設定されている土地でして，金銭のやり取りは数年前に履行されているとのことです。  
なお，農地法第 3 条第 2 項各号に該当するかの判断につきましては，提出されました 29～34 ㊦の調査書に基づき確認し，許可要件のすべてを満たしていると判断されます。  
説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。  
質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 34 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件  
について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 34 号については、全案件について、申請どおり許可す  
ることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 35 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意  
見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告を  
お願いします。東垂水勝秀委員お願いします。

#### 東垂水勝秀委員

報告いたします。36 号の審議番号 1 番です。関連資料は 37 から 40 号になり  
ます。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、枕崎市の〇〇〇〇さん  
です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑 649 の内 547 m<sup>2</sup>で〇〇〇自治会に位  
置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申  
請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側，西側は通路に，南側は市道に接しています。  
土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農  
地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。審議番号 2 番です。関連資料は 41 から 43 号になり  
ます。  
譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇  
さんです。

申請地及び申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振除外で  
報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長           ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長       5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

なお，審議番号1番につきましては，申請面積が一般住宅の目安である概ね500㎡を超えていますが，南側を除く周囲にイヌマキが植栽されており，植栽部分を除く有効面積が487㎡となる旨の理由書が添付されています。

審議番号1番の立地基準につきましては，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号2番につきましては，農振除外後は，周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり，良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから，第1種農地と判断されますが，既存の集落に隣接しており，3戸以上の住宅等の敷地が，それぞれ概ね50m以内にあることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

又，審議番号2番につきましては，第1種農地に区分されるため，農振除外の認可見込みの時点で，県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長           只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員           「なし」の声あり

議 長           質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第35号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については，申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員           「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。  
よって議案第 35 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 36 号 農地法第 5 条による転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。  
まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。45 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 46 から 48 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑 1,668 m<sup>2</sup>で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地近隣で畜産業を営んでおり、平成 27 年 9 月に農地法第 5 条の許可を得て、申請地を飼料置場、農業用機械置場として利用してきましたが、生まれてくる子牛の牛舎が不足していることから、牛舎を建築し、併せて周囲を牛の運動場として利用しようとするものです。

申請地の北側，西側は山林に，東側，南側は市道に接しています。

土砂流出，雨水，污水排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく変更計画用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましても，申請内容や添付書類により確認されています。計画変更の理由につきましても妥当であり，必要性が認められることから，やむを得ない計画変更であると判断されます。

なお，平成 27 年 10 月 21 日付けで所有権移転登記がなされています。

説明を終わります。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から説明のありました件について質問，御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第36号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更について、原案どおり承認することに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第10 議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の訂正と差替えをお願いします。61頁の下から2行目審議番号46番の行を削除してください。73頁の審議番号134番の農地中間管理事業による賃貸借と重複していました。これに伴いまして、74頁の一番下 欄外の面積を258,657に訂正をお願いします。次に54頁の総括表を、お配りした1枚紙と差替えをお願いします。下線部分が変更箇所です。以上でございます。

説明いたします。51～53頁を御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外7件です。

田2筆 462㎡、畑31筆 62,576㎡の合計 33筆 63,038㎡で、理由につきましては、規模拡大7件、受贈1件です。

取引価格につきましては、10a当たり97千円から75万円で、颯娃地域5件、知覧地域3件です。

続きまして、55～74頁の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外149件です。

設定面積は、田102筆 86,223㎡、畑117筆 172,434㎡の合計 219筆 258,657㎡で、颯娃地域14件、知覧地域46件、川辺地域90件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が44件、設定面積は、田36筆 44,149㎡、畑22筆 30,239㎡の合計 58筆 74,388㎡で、颯娃地域1件、知覧地域19件、川辺地域24件となっております。

続きまして、76～77頁の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、福岡県〇〇の〇〇〇〇さん 相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 11 件です。

設定面積は、田 7 筆 3,747 m<sup>2</sup>、畑 6 筆 4,943 m<sup>2</sup>の合計 13 筆 8,690 m<sup>2</sup>で、潁娃地域 5 件、知覧地域 3 件、川辺地域 4 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 1 件、設定面積は、畑 1 筆 885 m<sup>2</sup>で、潁娃地域となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、〇番から〇番、〇〇委員が、〇番から〇番、〇〇委員が、〇番から〇番、〇番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 37 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を

行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

( 3人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 37 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

( 3人 入室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 38 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。79 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 80～82 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑 121 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会に位置します。

昭和 40 年頃まで耕作していましたが、その後、周囲が杉を植林し始めたことから、申請人の父も杉を植林し、管理が行き届かないまま現在に至っています。

周囲も山林の状態であることから、農地への復元は困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長           ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長       補足説明いたします。

非農地判断につきましては、83 市の市の非農地に係る取扱基準第 5 条第 2 号イの規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を勘案した上で、農地への復元は著しく困難であり、周囲の状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

補足説明を終わります。

議 長           只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員           「なし」の声あり

議 長           質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 38 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員           「異議なし」の声あり

議 長           御異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長           次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

本木下委員     この支援事業については、申請期間が約 1 ヶ月しかないと書かれていますが、農家や法人への周知はどのように予定されてるのでしょうか。

農地係長       84 ページにつきましては概要を今から説明をするところだったんですが、周知につきましては全世帯配布でチラシを、皆さんの家庭にも届いていると思いますが、対象が絞り切れなかったのが、全世帯配布ということで今お配りしたところであります。

(販売農家向け農地賃借料支援事業の実施について説明する)

議 長 他に皆さんの方で何かございませんか。

下之門委員 今回の説明で質問ですけれども、茶の支援金を貰った農家は対象外なんではないでしょうか。

農地係長 農業収入というのが、あくまでも農産物の販売収入でして、給付金とか補助金とか入れません。農産物の収入金額で対比をします。

議 長 他に何かございませんか。

農政係長 先程農地適格法人で、経営場所を川辺町と言いましたけれども、知覧町の間違いでした。訂正いたします。

議 長 他に委員の方から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第5回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後2時50分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

---

会議録署名委員 4番

---

会議録署名委員 7番

---